

2020年5月22日

会長裁定

相談役規程

特定非営利活動法人

日本デジタルアーキビスト資格認定機構

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構（以下「本機構」という。）の相談役の委嘱条件等について定める。

(基準)

第2条 本機構の運営などに対する意見を求めるため、次の基準に基づいて、相談役を置くことができる。

2 学識経験者または法人の業務に有用な知識および技術などを提供できる者

(任免)

第3条 相談役の任免は理事会の決議によるものとする。

(任務)

第4条 相談役の任務は、技術、税務、財務、法務などの専門分野について高度の知識と豊かな経験をふまえ、専門的見地から助言を行うことである。

(任期)

第5条 相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事会において特別の取り決めがあったときは、これに従う。

(解任)

第6条 相談役が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

一 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反のほか相談役としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第7条 相談役は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

附則

この規定は、2020年5月22日より施行する。

附則

この規定の変更は、2022年6月28日より施行する。

2020年5月22日

会長裁定

名誉顧問規程

特定非営利活動法人

日本デジタルアーキビスト資格認定機

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構（以下「本機構」という。）の名誉顧問の委嘱条件等について定める。

(基準)

第2条 名誉顧問は、以下の基準のいずれかを満たす者を委嘱する。

- 一 本機構の理事または監事経験者
- 二 デジタルアーカイブやその周辺分野で特に顕著な功労があった者

(任免)

第3条 名誉顧問の任免は総会の決議によるものとする。

(任期)

第4条 名誉顧問の任期は終身とする。

(報酬)

第5条 名誉顧問は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

附則

この規定は、2020年5月22日より施行する。

附則

この規定の変更は、2022年6月28日より施行する。